

平成30年7月豪雨により被災した被保険者等に 係る一部負担金等の取り扱いについて

1. 一部負担金の徴収猶予について

平成30年7月豪雨による災害により被災された方々で一定要件に該当する場合は、保険医療機関等での一部負担金等の支払いを猶予することができます。

なお、支払い猶予をご希望された方につきましては、保険医療機関等への支払いに代えて、後日当健康保険組合が被保険者から直接徴収することになります。

2. 対象者の要件について

次の(1)及び(2)のいずれにも該当する者であること。

(1)平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害に係る災害救助法の適用市町村に住所を有する被保険者及び被扶養者であること。

(2)平成30年7月豪雨により、次のいずれかの申し立てをした者であること。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした場合
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った場合
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である場合

3. 取扱いの期間について

平成30年10月末までの診療、調剤及び訪問看護

4. 適用市町村について

別添のとおり

5. 被保険者証の取扱い及び保険料について

被保険者証等の紛失等により、保険医療機関等に提示できない場合においては、氏名、生年月日、事業所名を保険医療機関等の窓口で申し立てることにより、受診できる取扱いが講じられております。

また、被災された事業所及び任意継続被保険者の保険料についても特例的な措置がございます。

ご不明の点は下記までお問い合わせください。

- ・一部負担金の徴収猶予について 給付課(TEL 03-3861-1853)
- ・被保険者証及び保険料について 適用課(TEL 03-3861-1854)



平成30年7月8日
内閣府（防災担当）

平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害にかかる
災害救助法の適用について【第6報】

1. 災害の概要

平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、高知県は4市1町1村、鳥取県は1市9町、広島県は9市4町、岡山県は11市4町1村、京都府は6市3町、兵庫県は9市6町、愛媛県は4市2町に災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【高知県】 安芸市 (あきし) 香南市 (こうなんし) 長岡郡本山町 (ながおかぐんもとやまちょう)	7月6日	平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用
宿毛市 (すくもし)	7月7日		
土佐清水市 (とさしみずし) 幡多郡三原村 (はたぐんみはらむら)	7月8日		
【鳥取県】 鳥取市 (とっとりし) 八頭郡若桜町 (やずぐんわかさちょう) 八頭郡智頭町 (やずぐんちづちょう) 八頭郡八頭町 (やずぐんやずちょう) 東伯郡三朝町 (とうはくぐんみささちょう) 西伯郡南部町 (さいはくぐんなんぶちょう)	7月6日	平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
西伯郡伯耆町 (さいはくぐんほうきちょう) 日野郡日南町 (ひのぐんにちなんちょう) 日野郡日野町 (ひのぐんひのちょう) 日野郡江府町 (ひのぐんこうふちょう)			
【広島県】 広島市 (ひろしまし) 呉市 (くれし) 竹原市 (たけはらし) 三原市 (みはらし) 尾道市 (おのみちし) 福山市 (ふくやまし) 府中市 (ふちゅうし) 東広島市 (ひがしひろしまし) 江田島市 (えたじまし) 安芸郡府中町 (あきぐんふちゅうちょう) 安芸郡海田町 (あきぐんかいたちょう) 安芸郡熊野町 (あきぐんくまのちょう) 安芸郡坂町 (あきぐんさかちょう)	7月5日	平成 30 年台風第 7 号及び前線等に伴う大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号適用
【岡山県】 岡山市 (おかやまし) 倉敷市 (くらしまし) 笠岡市 (かさおかし) 井原市 (いばらし)	7月5日	平成 30 年台風第 7 号及び前線等に伴う大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
総社市 (そうじゃし) 高梁市 (たかはしし) 新見市 (にいみし) 瀬戸内市 (せとうちし) 赤磐市 (あかいわし) 真庭市 (まにわし) 浅口市 (あさくちし) 都窪郡早島町 (つくぼぐんはやしまちよう) 浅口郡里庄町 (あさくちぐんさとしょうちよ う) 苫田郡鏡野町 (とまたぐんかがみのちよう) 英田郡西粟倉村 (あいだぐんにしあわくらそん) 加賀郡吉備中央町 (かがぐんきびちゆうおうちよ う)			
【京都府】 福知山市 (ふくちやまし) 舞鶴市 (まいづるし) 綾部市 (あやべし) 宮津市 (みやづし) 京丹後市 (きょうたんごし) 南丹市 (なんたんし) 船井郡京丹波町 (ふないぐんきょうたんばちよ う) 与謝郡伊根町 (よさぐんいねちよう)	7月5日	平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
与謝郡与謝野町 (よさぐんよさのちよう)			
【兵庫県】 豊岡市 (とよおかし) 篠山市 (ささやまし) 朝来市 (あさこし) 宍粟市 (しろうし) 赤穂郡上郡町 (あこうぐんかみこおりちよう) 美方郡香美町 (みかたぐんかみちよう)	7月5日	平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用
姫路市 (ひめじし) 西脇市 (にしわかし) 丹波市 (たんばし) 多可郡多可町 (たかぐんたかちよう) 佐用郡佐用町 (さようぐんさようちよう)	7月6日		
養父市 (やぶし) たつの市 (たつのし) 神崎郡市川町 (かんだきぐんいちかわちよう) 神崎郡神河町 (かんだきぐんかみかわちよう)	7月7日		
【愛媛県】 今治市 (いまばりし) 宇和島市 (うわじまし) 大洲市 (おおずし) 西予市 (せいよし)	7月5日	平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
北宇和郡松野町 (きたうわぐんまつのちょう) 北宇和郡鬼北町 (きたうわぐんきほくちょう)			

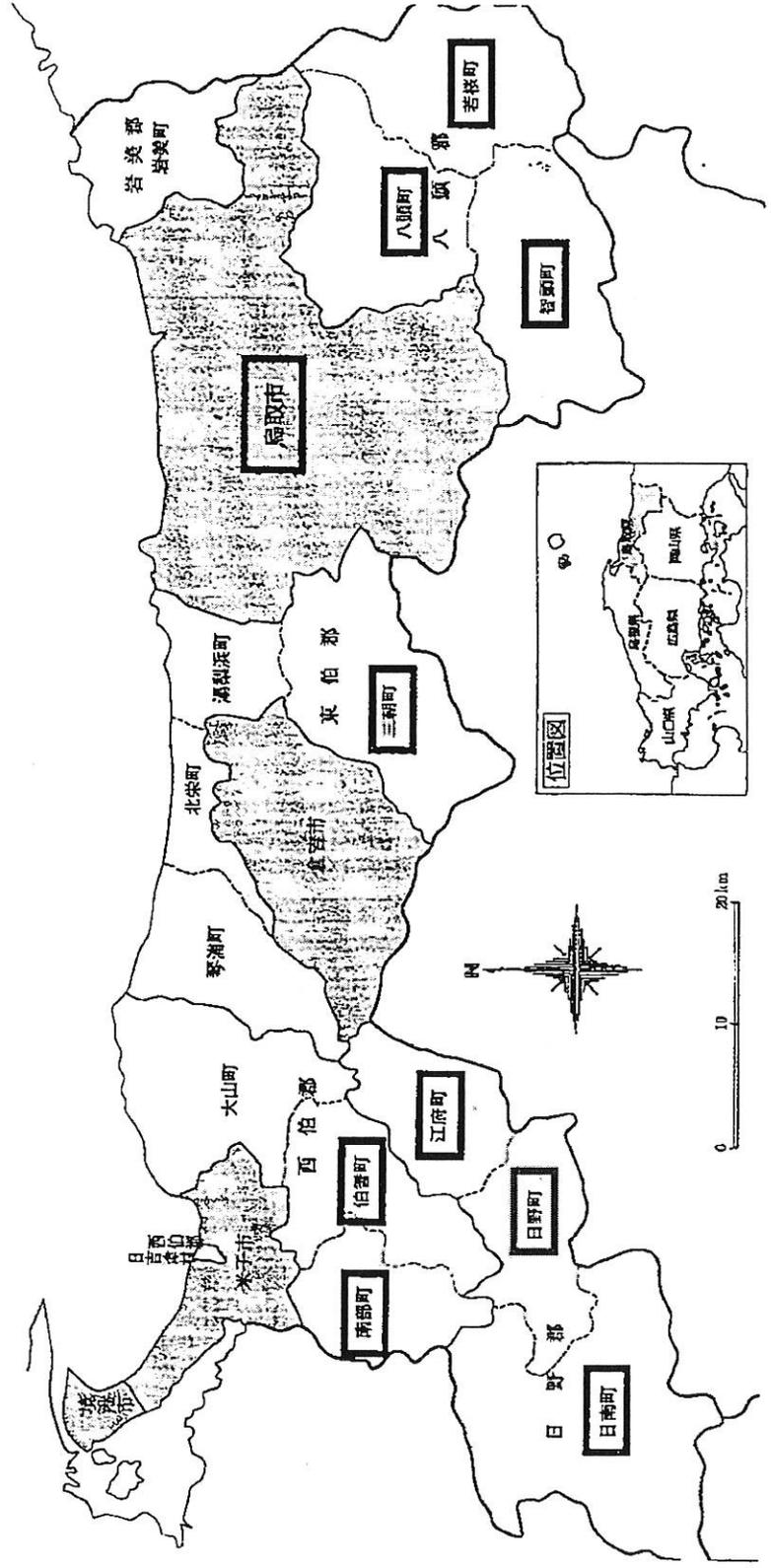
(注) 下線は今回追加適用分

2. これまでにとられた措置

- ・避難所の設置等

<p>本件問合せ先 内閣府政策統括官（防災担当）付 参事官（被災者行政担当）付 鶴見、佐藤、篠原 TEL 03-5253-2111（内線51365） 03-3593-2849（直通）</p>
--

鳥取県



広島県

